

志賀原子力発電所 2号機 低圧タービン羽根損傷に伴う 日立製作所に対する損害賠償請求訴訟の提起について

平成21年5月25日
北陸電力株式会社

当社は、志賀原子力発電所 2号機の低圧タービン羽根の損傷について、株式会社日立製作所（以下、「同社」）に対して、損害賠償を求める訴訟を提起することを決定いたしました。

提起する訴訟の概要は以下のとおりです。

- 1 相手方 東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 6 号
株式会社日立製作所
- 2 請求内容 志賀原子力発電所 2号機の停止に伴う火力発電所焼き増し費用等
総額 2 0 2 億円および法定利率による遅延損害金
- 3 提訴先 東京地方裁判所

当社は、平成 1 8 年 7 月から志賀原子力発電所 2号機が低圧タービン羽根の損傷により運転を停止した間、火力発電所の焼き増しにより供給を代替せざるを得なかったことに関して、平成 1 9 年 1 月から「火力焼き増し費用等の間接損害の費用負担」について同社と協議を進めてまいりました。

しかし、協議の開始から 2 年以上を経ても合意の目途が得られないことから、当事者間の協議による解決は困難であると判断いたしました。同社は、当社の原子力事業運営上の重要なパートナーであり、誠に残念ではありますが、同社に対して損害賠償請求訴訟を提起することを決定したものです。

当社といたしましては、同社による間接損害の費用負担について、裁判所にご理解いただけるよう主張・立証を尽くすとともに、株主や地元の皆さま、お客さまからご理解いただけるよう公正な解決を図ってまいります。

以 上